

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		人間ドック等検診
根拠法令等及び条項		栃木市国民健康保険人間ドック等検診事業実施要綱第2条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市国民健康保険人間ドック等検診事業実施要綱第2条
	参考事項	栃木市国民健康保険人間ドック等検診事業実施要綱第7条
	設定等年月日	平成21年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市国民健康保険人間ドック等検診事業実施要綱抜粋 (対象者)</p> <p>第2条 人間ドック等検診の対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 栃木市国民健康保険の被保険者で年齢35歳以上であること。</p> <p>(2) 国民健康保険税を完納している世帯に属する者であること。</p> <p>(3) 人間ドック等検診を受けようとする年度において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する特定健康診査(以下「特定健診」という。)を受けていない者であること。</p> <p>(4) 人間ドック等検診の結果を市に提供することに同意する者であること。</p> <p>(申請)</p> <p>第7条 人間ドック等検診を受けようとする者は、国民健康保険人間ドック等検診申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。</p>	